

学校における災害対応について

1 生徒への対応について

(1) 岡崎市に「暴風警報」「暴風雪警報」が発表された場合

- ① 午前6時までに警報が解除された場合は、平常通り授業を行う。
ただし、道路の冠水や河川の増水等により登校が危険な時は、登校しなくてよい。
- ② 午前6時から午前11時までに解除された場合は、午後1時から始業する。ただし、道路の冠水や河川の増水等により登校が危険な時は、登校しなくてよい。
- ③ 午前11時以降も警報が継続されている場合は、臨時休業とする。
- ④ 生徒が登校後に警報が発表された場合、気象・通学路の状況等から安全に帰宅させようと判断した時は、授業を中止して速やかに下校させる。
- ⑤ 気象・通学路の状況等から帰宅が困難と認められる時は、当該生徒の安全を校内において確保する。必要があれば、保護者へ迎え等を依頼する。

(2) 岡崎市に「特別警報」が発表された場合

- ① 生徒が登校する前に特別警報が発表された場合は、生徒を登校させない。
- ② 特別警報解除後も、災害の状況や気象・通学路の状況等に係る情報収集に努め、生徒を安全に登校させようと判断できるまでは登校させない。
- ③ 生徒が登校後に特別警報が発表された場合は、即刻、授業を中止し、災害の状況や気象・通学路の状況等に係る情報収集並びに生徒の生命と安全を確保する最善の対応（学校留め置き・他の避難場所への移動・保護者への引き渡し等）を迅速に行う。
- ④ 生徒を校内に留め置いた場合は、特別警報解除後も災害の状況や気象・通学路の状況等に係る情報収集に努め、生徒を安全に下校させようと判断できるまでは下校させない。
- ⑤ 「暴風警報」及び「特別警報」が発表されていないが、大雨等異常気象により生徒の安全確保に困難が予想される場合は、気象情報を把握し、気象・通学路の状況等を判断し、自宅待機や休業、授業中止を決定する。
- ⑥ 安全に帰宅できないと認める場合や、通学距離等により帰宅が困難と認める場合は、当該生徒を校内待機させ、下校させない。必要があれば、保護者へお迎え等の依頼をする。

(3) 地震発生時及び南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表された場合

- ① 生徒が在宅時に震度5弱以上の地震が発生した場合、学校は臨時休校となる。
- ② 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震注意）が発表された場合
○原則として、通常どおりの教育活動を行う。
○校外活動については、発表後に出発する場合は、一時見合わせ、校外で活動中の場合は、いつでも帰校できるよう準備する。

- ③ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合
- 生徒の安全確保に留意しながら、原則として通常の授業や行事は行い、授業終了後には、生徒等を速やかに帰宅させる。
 - 校外活動については、発表後に出発する場合は延期（中止）。校外で活動中の場合は、速やかに帰校する。
 - 部活動については、実施しない。
 - 学校立地条件（土砂災害警戒区域なども含む）や生徒等の登下校の状況を勘案して、必要と判断した場合には、臨時休校とする。
- ※安全確保や今後の学校運営に関わる協議等のため、休校とすることもある。
- ④ 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）
- 通常どおりの教育活動を行う。
 - 学校立地条件（土砂災害警戒区域なども含む）や生徒等の登下校の状況を勘案して、学校等の状況に応じて、必要と判断した対応をする。

2 その他

災害時の学校対応について、登下校や始業時刻の変更・休業等、通常の学校教育活動と異なる場合は、竜海中メールにて配信する。

2024年10月1日更新